

平成22年第3回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

平成22年9月8日(水) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 11名

3 欠席議員 1名

5 番 吉 田 忠 世

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	西 本 安 博	理 事	吉 岡 勉
教 育 長	中 川 克 己	理 事	吉 岡 勉
理 事	北 田 秀 章	理 事	吉 岡 勉
理 事	山 崎 文 生	理 事	吉 岡 勉
総務課長	中 野 彰 宏	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	堀 口 善 友	産業課長	寺 前 高 見
人権同和対策課長補佐	大 星 義 博	建設課長	古 川 秀 彦
水道課長	北 門 康 幸		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について)

日程第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて

(安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)

日程第 5 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成 22 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 3 号)について)

日程第 6 報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第 2 号)について)

日程第 7 報告第 5 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成 22 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(補正第 4 号)について)

日程第 8 議案第 1 号：安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第 9 議案第 2 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 10 議案第 3 号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 11 議案第 4 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算(補正第 4 号)について

日程第 12 認定第 1 号：平成 21 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 2 号：平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認定第 3 号：平成 21 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 4 号：平成 21 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 認定第 5 号：平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 認定第 6 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第 18 認定第 7 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について

日程第 19 認定第 8 号：平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 認定第 9 号：平成 21 年度安堵町水道事業会計決算の認定について

日程第 21 報告第 6 号：健全化判断比率報告書について

日程第 2 2 報告第 7 号：資金不足比率報告書について

日程第 2 3 報告第 8 号：平成 21 年度安堵町土地開発公社の決算報告について

開 会 午前10時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員 11 名です。

定足数に達していますので、平成22年第3回安堵町議会定例会を開会します。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） おはようございます。

本日ここに、平成22年第3回安堵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中、御出席賜りまして厚くお礼申し上げます。

初めに、少し時間をいただきまして、議員の皆様方と住民の皆様方へのお礼と、私の所信を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

私は、島田前町長の任期満了による御勇退に当たり、「この安堵町をより素晴らしい町にしたい」との思いに、多くの方々の御支援を頂き、町長選に立候補し、無投票当選の栄によりまして、先の8月4日に議員各位をはじめ、職員や関係者の温かい歓迎の下、町長という重責に就かせていただきました。

今、改めまして、人口8千人の安堵町政を任された責任の重さに、身が引き締まる思いでございます。

今後は、島田前町長の町政における大きな功績を継承しつつ、皆様方の温かい御支援と御期待を裏切ることのないよう職務を全うするとともに、議員各位の御協力の下、住民の皆様と共に手をたずさえ、「子どもからお年寄りまで、誰もが住みやすさを実感し、元気で、安全で、安心して暮らすことのできる町づくり」を目指して、全力を傾注してまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

このことを実現するために、私の思いを申し述べたいと思います。

始めに、「推進体制の整備」といたしまして、行政運営の効率化と町政運営の健全化でございます。

今回、市町村合併は実現することができず、今後も単独で行政を行っていかねばなりません。しかしながら、国、県等補助金、地方交付税等の増収については、今後においてもあまり期待できず、また、自主財源である税収についても、長引く景気の低迷や人口の減により、今後も増収を見込むことは困難な状況で、今以上に限られた財源で効率的で持続可能な財政運営を図って行かねばなりません。

そのためには、新たな財源の確保に努めることはもちろん、支出についても極力、抑制に努めながらも住民サービスの低下にならないよう精査し、投資的な事業については優先順位を付け、年次計画をもって推進を図ってまいります。

そのためには、職員の意識改革と能力の向上を目指し、各種研修への積極的参加を推進し、力量を高めることで行政運営の効率化を図ってまいりたいと考えております。

次に、「生活基盤の整備や観光をも含めた産業の振興」であります。下水道事業につきましては、7月末現在での予定事業量に対する進捗率は77.4パーセントで、早期の完了を目指し鋭意努力いたす所存でございます。

また、活力のある町づくりを推進していくに当たり、安堵町の恵まれた自然環境と、数多くある文化財等を存分に生かし、人々が、「訪れてみたい、この土地に住んでみたい」と思える町づくりを目指し、公共交通の整備や、観光をも含めた産業等の振興に努めてまいり、地域経済の起爆剤となるよう交流人口を増やし、かつて鉄道が走っていた頃のような賑わいを取り戻してまいりたいと考えているところでございます。

次に、「福祉の充実」であります。御承知のとおり、我が国において少子高齢化現象が続く中、当町においても当然、それぞれに必要な対策を講じていかねばならないと考えております。

児童福祉については、「次世代育成支援行動計画」、社会福祉では、「障害者福祉計画」や「すこやか安堵21計画」、老人福祉では、「老人福祉計画」・「介護保険事業計画」等の安堵町の各計画により、支援事業や給付事業を行っていくことはもちろんであります。限られた予算ではございますが、可能な限り、事業の充実、拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、「教育の充実」であります。子ども達を守り育てることは、私たちの責務であると思っております。

今、子ども達に伝えたいことは、命の大切さ、他人を思いやる人権尊重の気持ちであり、そういった心の教育と学習環境が整って初めて学力向上につながるものと考えております。そのためには、家庭と学校及び行政との連携はもちろんのこと、地域住民皆様方の御協力が必要です。そして、子ども達自身が、自らも学ぼうという強い意志と自己を管理し、成長させていく能力を身につけることのできる学習環境を作ることが重要であると考えております。

現在行っている諸事業の見直しを行い、今以上の充実を図るもの、拡充すべき事業、新

たに創設する事業等の選別や工夫、改善等を行い、学習環境の整備に努めてまいる所存でございます。

大まかではございますが、以上が今後の行財政運営を行っていく上での私の思いであります。

最後に、安堵町の町章について考えてみました。

安堵町の「安」を図案化したものですが、円を取り巻く羽は町の大字を表し、円は「和」をもって貴しとするという意味を表し、横一文字は、町の力強い統一と限りない発展と共に明るい町づくりを表しております。

私達の町には、素晴らしい歴史、文化、伝統があり、優れた先人を生み出した町であります。この誇りある町を更に発展させることは、私の天命であるとの強い決意をいたしております。

いずれにいたしましても、私だけでなく、議会議員の皆様、住民の皆様の御理解と御協力の下、全職員が一丸となってことに当らなければ成し得ないものと思っておりますので、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

それでは、本日提案させていただきます案件について、概略を御説明いたします。

本日、提案させていただきます案件は、21件でございます。

人事案件が3件、専決処分による条例の一部改正報告案件が2件、平成22年度の補正予算案件が4件、うち専決処分の補正予算の報告案件が3件、平成21年度の決算認定案件が9件、これに関連いたします地方公共団体の財政健全化比率の報告案件が2件、そして、土地開発公社の決算報告案件が1件の合計21件でございます。

順を追って大略御説明いたしますので、皆様の御審議を仰ぎ、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について）」でございます。

今回の改正につきましては、前島田町長が特別職、町長、副町長及び教育長の給与の一部をカットすることにより、財政危機への意識付けになると考えられ施行されてこられました。御自身が勇退されるに当たり、一旦白紙に戻すため、専決処分として改正されたものでございます。これに関しましては、私といたしましても、今後、包括的に検討してまいるつもりでもございます。

次に、報告第2号でございます。「専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）」でございますが、今回の改正につきましては、児童扶養手当法の一部を改正する法律が本年8月1日より施行されたことに伴う改正で、内容につきましては、母子家庭に支給されておりました児童扶養手当を、父子家庭においても支給される改正であり、本条例にも対象となるため一部改正するものでございます。

なお、本条例も8月1日より施行となるため専決処分とさせていただきます。

次に、報告第 3 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）について）」でございます。

今回の補正は、92 万 3 千円の増額補正でございます。補正内容であります。総務費において、指定統計である国勢調査の委託費が内示されたことによる 13 万 4 千円の増額補正、民生費においては、7 月 1 日付けの人事異動に伴う人件費で、78 万 9 千円の増額補正でございます。

なお、執行上不足が生じますので、これを専決処分とさせていただきました。

報告第 4 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について）」でございます。

今回の補正につきましては、76 万 1 千円の増額補正でございます。

補正内容につきましては、宅地取得資金を貸し付けております借受人より、償還期限前に全ての償還金を繰り上げて一括償還したい旨の申し出があり、公債費において不足が生じるため、補正するものでございます。

なお、償還期日が 7 月 30 日であるため、これを専決処分とさせていただきました。

次に、報告第 5 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 4 号）について）」でございます。

今回の補正につきましては、69 万 4 千円の増額補正でございます。

補正内容につきましては、要介護認定の申請において、町が設置しております地域包括支援センターで職員 2 名が当たっておりますが、申請等の事務量が多く、過度の業務となっており、これを円滑に処理するため、認定調査を専門的に行える者を雇用するための増額補正でございます。

次に、議案第 1 号：「安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて」でございます。

本件につきましては、柿本助役が退任されてから空席となっております副町長でございますが、安堵町職員として 37 年間奉職いたしております、現総務部門担当理事として行財政等に熟知いたしております、北田秀章理事を選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は 10 月 1 日付けとさせていただきたいと考えております。

議案第 2 号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

教育委員 5 名のうち、岩井美恵子委員につきましては、本年 9 月 30 日をもって任期が満了いたします。岩井委員におかれましては、人格高潔で、文化、教育に高い見識を有する方で、委員としても経験豊富でありますので、再度任命したく、また、私の後任といたしまして、住江織物株式会社で、金沢、名古屋等で営業所長、本社では営業企画部次長等歴任され、また当町にございますスミノエにも出向され、管理本部、人事総務も担当しておられまして、平成 20 年に退職をされました植田茂治氏を任命いたしたいと思っております。植田氏におかれましては、人格高潔で、文化、教育に高い見識を有する方でありま

すので、議会の同意をお願いするものでございます。

続いて、議案第 3 号でございます。「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」でございます。

公平委員 3 名のうち、斧田重久委員につきましては、本年 9 月 30 日をもって任期が満了いたします。斧田委員におかれましても、人格高潔で地方自治の本旨、及び能率的な事務処理に理解を有し、人事行政にも見識を有する方で、また、経験も豊富でありますので、再度選任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。

次に、議案第 4 号でございます。「平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について」でございます。

今回の補正は、2,784 万 9 千円の増額補正でございます。補正内容につきましては、国の意向を受けた県事業であります地域子育て創生事業補助金を活用しました乳幼児家庭支援情報管理事業及び妊婦、特にハイリスクの管理事業を実施するため情報収集及び情報管理並びにフォロー体制の確立に必要な経費の補正、また同じく、県事業の緊急雇用創出事業補助金を活用します公有財産管理台帳デジタル化事業並びに中央公園環境整備事業に係る委託費等の経費の補正、その他、人事異動に伴います人件費等の補正でございます。

次に認定第 1 号：「平成 21 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額 30 億 9,720 万 1,526 円、歳出総額 29 億 376 万 9,339 円で、差引額 1 億 9,343 万 2,187 円で、このうち 6,092 万 8 千円は繰越明許費で実質収支額は 1 億 3,250 万 4,187 円でございます。

次に認定第 2 号：「平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額 7 億 7,682 万 8,339 円、歳出総額 8 億 2,841 万 3,465 円で差引額、マイナスの 5,158 万 5,126 円で赤字決算となっております。

この赤字分につきましては、平成 22 年度予算において繰上充用金をもって補てんいたしております。

次に認定第 3 号：「平成 21 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額 135 万 673 円、歳出総額 271 万 2,762 円で差引額、マイナスの 136 万 2,089 円で赤字決算となっております。

この赤字分につきましても、平成 22 年度予算において繰上充用金をもって補てんをいたしております。

次に認定第 4 号：「平成 21 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額 290 万 4,726 円、歳出総額 1,945 万 2,046 円で差引額、マイナスの 1,654 万 7,320 円で赤字決算となっております。

この赤字分につきましても、平成 22 年度予算において繰上充用金をもって補てんいた

しております。

次に認定第5号：「平成21年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額、歳出総額とも4億2,827万2,437円で差引額は0円でございます。

次に認定第6号：「平成21年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額4億8,044万522円、歳出総額4億8,487万4,475円で差引額、マイナスの443万3,953円の赤字決算となっております。

この赤字分につきましても、平成22年度予算において繰上充用金をもって補てんをいたしております。

次に認定第7号：「平成21年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額、歳出総額ともに386万8,949円で差し引き額は0円でございます。

次に認定第8号：「平成21年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

歳入総額6,614万7,260円、歳出総額6,598万8,860円で差引額は15万8,400円の黒字となっております。

認定第9号：「平成21年度安堵町水道事業会計決算の認定について」でございます。

事業収益総額1億6,008万925円、事業費用総額1億5,440万40円で決算収支は568万885円の黒字となっております。

次に報告第6号：「平成21年度財政健全化判断比率報告書について」でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の報告についてであります。平成21年度においては、実質赤字比率及び連結赤字比率は黒字となっているため該当いたしません。実質公債比率は12.5パーセント、将来負担比率は9.8パーセントで共に早期健全化比率を下まわっております。

次に報告第7号：「平成21年度資金不足比率報告書について」でございます。

これにつきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によるもので、水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足を算定するものでございますが、両会計とも赤字でないため該当はいたしません。

次に報告第8号：「平成21年度安堵町土地開発公社の決算報告」でございます。

収益的収入及び支出において、収入1万7,545円で、支出は0円で、差引額1万7,545円であります。また、資本的収入及び支出においては、収入73万6,023円、支出73万6,023円で差し引き額は0円でございます。

以上、大略について御説明をいたしました。細部につきましてはその都度、担当課長より説明いたさせますので、御審議願いまして御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶及び説明とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 続きまして、去る 8 月 1 日に行われました安堵町議会議員補欠選挙において
当選されました、福井保夫議員の議席並びに常任委員会の所属について御報告いたします。
議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により「10 番」といたします。
また、常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条の規定により、文教厚生常
任委員会委員に指名いたします。よろしく願いいたします。
それでは 福井議員、御挨拶をお願いいたします。

10 番（福井保夫） はい。

（福井議員 登壇）

10 番（福井保夫） 先般の補欠選挙におきまして当選いたしました福井と申します。
昭和 27 年生れ 11 月 12 日です。縁ありまして、この安堵町に昭和 52 年に来ることにな
りました。約 33 年になります。そして今までは商工会という組織に事務局長として 16 年
10 ヶ月商工行政、また町おこしにいろいろと取り組んでまいりました。残り人生大分短く
なってきましたが、今度は町を少しでも良くするというようなことに力を入れて頑張っ
ていきたいと思えます。
以上です。よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、
6番、松田和代 議員と、8番、溝脇久利 議員を指名いたします。

議長（森田 瞳） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において、本日より17日までの10日間と
内定しておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
本定例会の会期は、本日から17日までの10日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（特別職の
職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について）」を議
題とします。
本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それでは、報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（特別
職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について」を
御説明いたします。
前島町長が、特別職及び教育長の給与の一部をカットすることにより、財政を取り巻
く危機的状況への意識付けになると考えられ施行してまいりましたが、御退任にあたり
まして、一旦白紙に戻すために専決処分とさせていただきました。
詳細につきましてですけども、新旧対照表を御覧ください。
最後のページになります。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 43 年 3 月安堵村条例第 1 号）の附則第 5 項におきまして、町長につきましては 15 パーセント、副町長につきましては 7 パーセントの給料月額を減額してまいりましたが、「当分の間」を「平成 22 年 7 月 31 日までの間」に改め、平成 22 年 8 月 1 以降につきましては、条例本文第 3 条に規定している額が支給されるように改正するものでございます。

また、下段ですけれども、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例（昭和 43 年 3 月安堵村条例第 3 号）の附則第 2 項において、3 パーセントの給料月額を減額してまいりましたが、「当分の間」という部分を「平成 22 年 7 月 31 日までの間」に改め、平成 22 年 8 月 1 日以降につきましては、条例本文第 2 条第 1 項に規定している額が支給されるように改正するものでございます。

また、奈良県市町村職員退職手当組合という部分ですが、奈良県市町村総合事務組合に統合されましたことに伴い、条例名の変更があったため改正するものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 43 年 3 月安堵村条例第 1 号）等を別紙のとおり専決処分したので同条第 3 号の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 22 年 9 月 8 日提出

安堵町長 西本安博

1 枚おめくりください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 7 月 29 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

本文朗読は割愛させていただきます。御審議の程、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

1 2 番（溝本 隆） はい、議長。

議長（森田 瞳） 溝本議員。

12番（溝本 隆） 12番、溝本です。

今、ちょっと改正網を見させていただきますと、「当分の間」を「平成21年7月1日から平成22年7月31日までの間」と、これを改正案を見ますと平成22年8月1日から別表の定める額に戻すと、理解させていただいていい訳ですか。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） はい、一応別表に定める額ということで御了解いただけたらと。

12番（溝本 隆） あ、そうですか、はい。

はい、議長。

議長（森田 瞳） 溝本議員。

12番（溝本 隆） この専決処分はですね、前町長がなされたわけですが、この専決処分について町長はどのように思われておりますか。

今、包括的な考えでいくとの説明がございましたが、具体的に今後どのようにお考えかお聞きいたしたいと思います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） この件につきましては、私が就任する前に処理をされていたことです。

それで今後どうするのかという御質問だと思います。

私を含めた特別職、あるいは、今議員定数も含めたいろんな財政的な問題も含めた動きもございます。そういうことも含めてやはり総括的に判断をしていくべきだということで、私ちょっと説明をさせていただきました。私だ、教育長だ、副町長だということだけじゃなしに、もう少しトータル的に色々考えていかなければならないんじゃないかということで、そういう説明をさせていただきましたので、当然そういうことも視野におきながら、今後考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

12番（溝本 隆） どうもありがとうございました。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

12番（溝本 隆） はい。

議長（森田 瞳） 9番、田中議員。

9番（田中幹男） 9番、田中幹男です。

私もこの問題について、2点質問させていただきます。

先ず専決処分の在り方と言いますか、何故これを専決処分しなきゃならなかったのか、私は堂々と6月議会に凶るべきではなかったのか、ということをお願いしたい。

それから、これはさっき町長答弁されてましたけども、今後のね、西本町長としての立場と申しますか、やっぱり島田町長もいろんな思いの中で15パーセントカット、教育長は3パーセントカットと出されたと思うんです。私は必ずしも報償が低ければいいというふうには思いませんけども、その辺の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨今のいろんな政法の中では、まず何でもカットカットとやむなしというような雰囲気にもなっておりますが、やはりそれ以前の問題といたしまして、やはり報酬に見合うまず仕事を、一生懸命させていただくと、これがまず町政発展への第一歩であろうと考えておりますので、私は、まずなんぼカットするか、また元に戻すとか、そういう行ったり来たりじゃなしに、まず町政の発展のために一生懸命仕事をさせていただきたい、報酬に見合う仕事をさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北田理事。

理事（北田秀章） この専決処分についての話しとして、皆さん、6月御存知のように、最終日に山岡議員だったと思います。島田町長の今後の状況ですか、どうされるんかという質問について最終日に、その時島田町長はコメントされておられなかったと思います。明言を、

引くとも出るとも、そういった中で6月定例議会は終了しております。

その後における島田町長の判断として、勇退されるということを決断されて専決処分にされたもんだということで、うちの総務の方では認識して専決処分としたと、そういう理由でございます。よろしく申し上げます。

9番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9番（田中幹男） 専決処分というのは当然、法律的な有効な手段な訳ですけども、やっぱり議会の尊重するっていう立場に立つんなら、できるだけ専決処分っていうのは無くしていく方向が、私は大事だろうというふうに思うんです。

もちろん予算、財政的な問題についてはね、当然間に合わない点もあるとは思いますが、できるだけやっぱり議会に諮っていただくことが前提としていかないとね、私はやっぱりそれこそ町長が車の両輪というふうに言われましたけども、そういうふうにはなっていないというふうに思いますので、是非よろしくお願ひしたいと申します。

議長（森田 瞳） 田中議員、回答をもらいますか。

9番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 専決処分につきましては、今九州の方でも色々もめておりますけれど、やはり本会議で、基本的には本会議で諮るものは諮る。しかし、タイミング的に運営上間に合わない財政的な問題、これは専決処分する。これは基本だと思いますので、できるだけおっしゃる形で運営をしていきたいと考えております。御理解賜りたいと申します。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 2番、山岡でございますが。質問したいことはもう殆どお話されましたんで、ちょっと疑問に抱くのは、同じ特別職でありながら教育長だけがその組合、名前の名称が

ね変わりますね。総合事務組合退職手当等にまあ入られるという形ですね。以前はなぜこの職員の退職の方に入っていた訳ですか、その理由をですね、これちょっとお答えいただけますか。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北田理事。

理事（北田秀章） これに関しましては、元々の奈良県市町村職員の退職手当組合っていうのがあって、先程総務課長説明しましたがけれども、条例には既に町長と副町長の分につきましては改正された以後、これのカット云々があったのでその都度いらっております。ところが教育長の部分の条例につきましては、その時点では否決されましたので、一応そのままであらってないという状況で今回、今これで改正するに当たって訂正させていただくということでございます。以上です。

2 番（山岡 敏） はい、わかりました。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

2 番（山岡 敏） はい、結構です。

議長（森田 瞳） 他に質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 1 号に対し採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第 1 号は、承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第 4 報告第 2 号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

産業課長（寺前高見） はい、議長。

議長（森田 瞳） 寺前産業課長。

産業課長（寺前高見） それでは、安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について御説明させていただきます。

児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 40 号）の交付に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の規準を定める政令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 144 号）が交付され、本年 8 月 1 日から施行されることに伴い、これを専決処分するものであります。

改正の経緯といたしましては、父子家庭の父を新たに支給対象とするための児童扶養手当法の一部を改正する法律により、他の給付との調整を図るための同法第 4 条第 2 項が改正されることに伴い、同条、同項を引用している非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、附則第 3 条第 7 項の規定が改正されました。

それでは、改正内容を御説明させていただきます。

議案書の 4 枚目より添付しております、新旧対照表の 1 ページを御参照願います。

なお、新旧対照表につきましては、左半分が現行で右半分が改正案となっており、今回の改正箇所についてはアンダーラインを引かせていただいております。

附則、第 5 条第 7 項第 1 号中、現行のアンダーラインでお示しさせていただいております「若しくは第 4 号を」改正案におきましては「第 5 号若しくは第 10 号」に改められました。ここでいう第 5 号は 4 号からの号ずれであり、第 10 号に新たに「母に支給される公的年金給付の加算対照となっているとき」が追加されました。

次のページをお願いいたします。

同じく同項第 2 号中、第 4 条第 2 項第 3 号の次に、第 8 号、第 9 号又は第 13 号が追加されました。これは第 3 号を第 8 号及び第 9 号に細分化し、新たに第 13 号として「母の死亡に係る労基法による遺族補償を受けることができる父の看護を受けている場合であ

って、給付の事由が発生した日から6年を経過していないとき」が追加されました。

それでは、報告第2号を朗読させていただきます。

報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年5月安堵村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成22年9月8日提出

安堵町長 西本安博

次のページお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年5月20日安堵村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成22年7月30日専決

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。

なお、本文の朗読は省略させていただきます。御審議の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第2号に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

議長（森田 瞳） よって、報告第2号は、承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号：「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それでは報告第3号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）を御説明いたします。

本改正につきましては、総務費13万4千円、民生費78万9千円、合計で92万3千円の増額補正でございます。これによりまして歳入歳出の総額はそれぞれ、27億2,548万円でございます。

補正内容につきましては、指定統計であります国勢調査の委託費が内示されたことに伴うもの及び7月1日付けの人事異動等に伴うものでございます。

なお、執行上不足が生じますのでこれを専決処分とさせていただきます。

詳細につきましてはですが、予算書7ページをお開きください。

款2. 総務費、項5. 統計調査費、目2. 指定統計費におきまして、13万4千円の補正増額となっております。これにつきましては、先程申しましたとおり、国勢調査の委託費の内示を受けたことによるものでございます。

この財源につきましては、前6ページを御覧ください。

款14. 県支出金、項3. 委託金、目1. 総務費委託金を全額充当させていただきます。7ページに戻りまして、

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目6. 医療対策費におきまして9万5千円の増額でございます。これにつきましては7月1日付けの人事異動に伴うものでございます。

目8. 介護保険事業費に69万4千円の補正の増額。

これにつきましては新規の医療介護認定の申請に対する認定調査、これの実施に当たります調査員の不足を補うために、介護保険特別会計に認定調査員雇用の費用を繰り出すも

のでございます。

これらの財源といたしましては、全額、基金繰入金を充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第3号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

平成22年9月8日提出

安堵町長 西本安博

1枚目、めくってください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり専決処分する。

平成22年7月6日専決

安堵町長 島田悠紀夫

1ページを御覧ください。

平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）

平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ92万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億2,548万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年7月6日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

2ページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款14. 県支出金、項3. 委託金

補正前の額 2,122万4千円、補正額 13万4千円、計 2,135万8千円。

款20. 繰入金、項1. 基金繰入金

補正前の額 1,857万6千円、補正額 78万9千円、計 1,936万5千円。

歳入の合計

補正前の額 27 億 2,455 万 7 千円、補正額 92 万 3 千円、計 27 億 2,548 万円。
3 ページでございます。

歳出

款 2. 総務費、項 5. 統計調査費

補正前の額 316 万円、補正額 13 万 4 千円、計 329 万 4 千円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 5,341 万 5 千円、補正額 78 万 9 千円、計 4 億 5,420 万 4 千円。

歳出合計

補正前の額 27 億 2,455 万 7 千円、補正額 92 万 3 千円、計 27 億 2,548 万円でございます。

事項別明細書につきましては重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 3 号に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第 3 号は、承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第6 報告第4号：「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について）」を議題とします。本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長補佐（大星義博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 大星人権同和対策課長補佐。

人権同和対策課長補佐（大星義博） それでは、説明させていただきます。

報告第4号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について）

本補正につきましては、公債費76万1千円の増額補正で、これによる歳入歳出総額はそれぞれ2,122万9千円でございます。

補正内容といたしましては、宅地取得資金借受者から、期限前繰上償還の申し出がありましたので、これに伴い簡易保険局からお借りしている事業資金を繰上償還するための補正でございます。

なお、繰上償還の期日が7月30日であるため、専決処分とさせていただきました。

詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款2. 公債費、項1. 公債費、目1. 元金におきまして76万1千円の増額。

これは町が簡易保険局に繰上償還するためのものがございます。

この財源といたしましては、1ページ戻っていただきまして6ページお願いします。

款2. 諸収入、項1. 貸付金元利収入、目3. 宅地取得資金元利収入を充てさせていただきます。それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第4号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成22年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成22年9月8日提出

安堵町長 西本安博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成22年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり専決処

分する。

平成 22 年 7 月 1 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業補正予算（補正第 2 号）

平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業補正予算（補正第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 76 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2,122 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 7 月 1 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正を朗読いたします。

歳入

款 2. 諸収入、項 1. 貸付金元利収入

補正前の額 380 万 8 千円、補正額 76 万 1 千円、計 456 万 9 千円。

歳入合計といたしまして、

補正前の額 2,046 万 8 千円、補正額 76 万 1 千円、歳入合計 2,122 万 9 千円。

続きまして 3 ページをお願いいたします。

歳出

款 2. 公債費、項 1. 公債費

補正前の額 380 万 8 千円、補正額 76 万 1 千円、計 456 万 9 千円。

歳出合計といたしまして、

補正前の額 2,046 万 8 千円、補正額 76 万 1 千円、歳出合計 2,122 万 9 千円。

なお、次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上でございます。御審議の程よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第4号に対し採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第4号は、承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第7 報告第5号：「専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 報告第5号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第4号）について）御説明させていただきます。

この補正は、内容といたしましては、介護保険制度では被保険者から要介護認定の申請があった場合、町職員が認定調査を実施することになっております。平成18年度からそのようにやっておりますが、新規の認定申請は年間100件程度、これ頻度に徐々に上がっております。現在2名の包括支援センターの職員が他の業務と兼務し業務に当たっていると

ころでございますが、業務量の過度の業務が強いているところでございますので、認定調査員を専門的に行える職員を、嘱託職員ではなくて、臨時職員で日々雇で雇用させていただきました。

その賃金の支出に齟齬が生じないように専決させていただきましたので、今回報告させていただきます。

それではお手元の資料の 7 ページを御覧いただきたいと思います。

歳出

款 1. 総務費、項 3. 介護認定審査会費、目 1. 介護認定審査会費でございます。

補正前の額 504 万 1 千円、補正額 69 万 4 千円の増額、計 573 万 5 千円のようになります。その財源につきましては、前のページ 6 ページの方でございます。

歳入

款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金、目 4. その他繰入金で、これは先程一般会計補正で言っておりましたとおり、繰入させていただいた金額によるものでございます。

補正前の額 698 万 4 千円、補正額 69 万 4 千円、計 767 万 8 千円。

合計

補正前の額 7,122 万 8 千円、補正額 69 万 4 千円、計 7,192 万 2 千円の専決をさせていただきました。

それではお手元の資料の 1 ページに戻りまして、報告第 5 号を朗読させていただきます。

専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 4 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 4 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

平成 22 年 9 月 8 日提出

安堵町長 西本安博

次のページお開けください、専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 4 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 22 年 7 月 6 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

次のページの、補正予算書のページお願いいたします。

平成 22 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 4 号）（保険事業勘定）

平成 22 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 69 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 1,668 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 7 月 6 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開け願います。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 7,122 万 8 千円、補正額 69 万 4 千円、計 7,192 万 2 千円。

歳入合計でございます。

補正前の額 5 億 1,599 万 5 千円、補正額 69 万 4 千円、計 5 億 1,668 万 9 千円。

次のページ 3 ページでございます。

歳出の方でございます。

款 1. 総務費、項 3. 介護認定審査会費

補正前の額 504 万 1 千円、補正額 69 万 4 千円、計 573 万 5 千円。

歳出合計でございます。

補正前の額 5 億 1,599 万 5 千円、補正額 69 万 4 千円、計 5 億 1,668 万 9 千円

以降のページにつきましては、割愛させていただきます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第5号に対し採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第5号は、承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第1号：「安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、北田理事の退場を求めます。

（北田理事 退場）

議長（森田 瞳） 提出者の説明を求めます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 現在空席となっております副町長を選任することによりまして、非常に経済的にも厳しい安堵町の行財政の運営の充実を図らんとすることとさせていただきます。

それでは、議案を読ませていただきます。

議案第1号：「安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて」

下記の者を安堵町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成22年9月8日提出

安堵町長 西本安博

記

住 所 奈良県大和郡山市池之内町 32 番地の 6

氏 名 北田 秀章

昭和 28 年 6 月 2 日生 (57 歳) でございます。

なお、任期につきましては、10 月 1 日付けとさせていただきたいと考えております。
御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 (森田 瞳) これより質疑を行います。

議長 (森田 瞳) 質疑はありませんか。

9 番 (田中幹男) はい、議長。

議長 (森田 瞳) 田中議員。

9 番 (田中幹男) 9 番、田中でございます。

まあ、私は人物的にはね、申し分ないというふうには思いますけど。他の人事案件が最初から名前が明らかになってる中で、この副町長だけ今日初めてわかった訳ですが、これについては何かこう考え方があってこういうふうにされたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思いますけども。

町長 (西本安博) はい、議長。

議長 (森田 瞳) 西本町長。

町長 (西本安博) 別に他意はございません。議会招集の議会運営委員会の中で、具体的な個人名をも出して説明をさせていただいておりますので、御承知していただいておりますものという私の判断でございます。よろしくお願いいたします。

9 番 (田中幹男) はい、議長。

議長 (森田 瞳) 田中議員。

9 番 (田中幹男) 今のはちょっと事実と違うと思いますね。

議会運営委員会では副町長の人事案についての説明はされましたけども、人物名は挙げられておりません。それをはっきりさせてください。

ですからね、私やっぱり最初から別に隠すようなことじゃないし、明らかにすべきではなかろうかというふうに思うんですが、如何でしょうか。

議長（森田 瞳） 2番、山岡議員。先般の議会運営委員会委員長として御発言ください。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 先程、あ、申し遅れました、議運の委員長の山岡です。

先程、田中議員がおっしゃったように、この案件については、そういう副町長を設けた
いという意思表示はされましたけれども、名前については当日の発表にさせてくれと、こ
ういうことで間違いございませんのでその点、訂正の方よろしく申し上げます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 西本町長。

町長（西本安博） 議運の山岡委員長のおっしゃるとおりでございます。ちょっと私の記憶が
間違っておりました、それは訂正させていただきます。

別に他意はございません、その時に委員長がおっしゃった形で議運の了解を得られまし
たんで、本日提案させていただいたということでございます。一つ御了解の程よろしくお
願いしたいと思います。

議長（森田 瞳） これで質疑を終わります。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第1号に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

（職員が北田理事を議場へ案内する。）

（北田理事 着席）

議長（森田 瞳） 北田理事にお知らせします。

只今議題とされました安堵町副町長の選任については同意されました。

北田理事、挨拶をお願いします。

（北田理事 登壇）

理事（北田秀章） 今、お聞きしまして、議員皆様の同意をいただきましてありがとうございます。私、37年余り安堵町に職員として奉職させていただきました。未だ勉強不足で未熟ではあります。この副町長という重責がほんとに勤まるのかどうか不安でいっぱいあります。しかしながら職員として得た経験をもって、町長の補佐、また安堵町のために、微力ではございますけれども、全力をもって事に当って行きたいと思っております。議員皆様方の温かい御支援、御協力の程お願い申し上げます。お礼とさせていただきます。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第2号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それでは、議案第2号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」御説明いたします。

教育委員5名のうち、岩井三恵子委員、本年9月30日をもって4年の任期が満了となります。

岩井委員におかれましては、人格が高潔で教育、学術、文化等に関し高い見識を有する方でおられますので、引き続き教育委員に任命いたしたく同意を求めるものでございます。

また、西本安博教育委員の辞任に伴い欠員となっておりますけれども、平成 20 年に住江織物株式会社を退職されまして、その間、金沢、名古屋営業所長、本社営業企画部次長、また管理本部、人事総務などを歴任されまして、職員教育にも精通されておられます人格高潔である植田茂治氏を任命いたしたく、お二人につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 2 号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。
平成 22 年 9 月 8 日提出

安堵町長 西本安博

記

住 所 生駒郡安堵町大字西安堵 5 4 4 番地の 5 6
氏 名 岩井 三恵子
昭和 12 年 11 月 1 日生（72 歳）

住 所 生駒郡安堵町大字東安堵 1787 番地の 43
氏 名 植田 茂治
昭和 23 年 3 月 1 日生（62 歳）

以上のお二方でございます。どうぞ御審議の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありますか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありますか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） 本案は一議案に 2 名を連記して提案されておりますので、採決は個別に行います。

議長（森田 瞳） これより、岩井三恵子氏に対し、採決します。
この採決は挙手によって行います。
岩井三恵子氏を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、岩井三恵子氏を同意することに決定しました。

議長（森田 瞳） これより、植田茂治氏に対し、採決します。
この採決は挙手によって行います。
植田茂治氏を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、植田茂治氏を同意することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第3号：「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それでは、議案第3号：「安堵町公平委員会の選任につき同意を求め
ることについて」御説明いたします。
公平委員3名のうち、斧田重久委員が、本年9月30日をもって4年の任期が満了とな

ります。

斧田委員におかれましては、人格が高潔で地方自治に精通され、人事行政に高い見識を有する方でおられますので、引き続き公平委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第3号：「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成22年9月8日提出

安堵町長 西本安博

記

住 所 生駒郡安堵町大字窪田570番地

氏 名 斧田 重久

昭和12年11月6日生（72歳）

よろしく御審議の程お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第3号に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 3 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（森田 瞳） 只今より、11 時 30 分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11 時 19 分

午前 11 時 30 分

議長（森田 瞳） 休憩前に引続き、議題を進めます。

議長（森田 瞳） 日程第 1 1 議案第 4 号：「平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 議案第 4 号：「平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について」御説明いたします。

本補正につきましては、総務費 2,500 万 4 千円、衛生費 381 万 3 千円、土木費 マイナス 280 万円、教育費 183 万 2 千円、合計 2,784 万 9 千円の増額補正でございます。

これによります歳入歳出総額は、それぞれ 27 億 5,332 万 9 千円でございます。

補正内容につきましてですが、国の意向を受けた県事業の地域子育て創生事業補助金を活用いたしまして、乳幼児虐待予防及びその経過観察するため、乳幼児家庭支援情報管理事業を行う。また、ハイリスクを持つ妊産婦管理事業を実施するため、情報収集及び情報管理並びに定期的なフォロー体制の確立に必要な費用の増額補正でございます。また、同じく県事業の緊急雇用創出事業補助金を活用いたしまして、公有財産管理台帳デジタル化事業並びに安堵中央公園環境整備事業を実施するため、委託費用及び人件費等の必要な費用の増額補正をするものでございます。

また、国税連携制度導入に伴いまして、所得税の確定申告等の課税資料の写しを、紙ベースから電子データへの移行に伴う関連機器等の導入のための費用を増額補正するもの。

また、美化センターごみ収集用の軽のダンプカーが、購入後 13 年が経過し、この度エ

ンジントラブル並びに各部において劣化が見られまして、ごみ収集業務に耐えられない状態
でありますので、車輛の入れ替えに必要な費用を増額補正いたしました。

また、8月1日付けの人事異動に伴い、人件費の補正をするものでございます。

それでは、予算書により説明させていただきます。

予算書の7ページをお開きください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費

補正額 171万円の増額で、これにつきましては人事移動によるものでございます。

目2. 財産管理費

補正額 2,189万円の増額補正であります。これは緊急雇用創出事業補助金を活用する
ものでございます。

項2. 徴税費、目2. 賦課徴収費

補正額 140万4千円の増額でございます。これは国税連携によるものでございます。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目3. 保健衛生費

補正額 214万円の増額でございます。これは地域子育て創生事業補助金を活用するも
のでございます。

8ページを御覧ください。

項2. 清掃費 目1. 塵芥処理費

補正額 167万3千円の増額ですが、これはゴミ収集車の入れ替えによるものでござい
ます。

款7. 土木費、項1. 土木管理費、目1. 土木総務費

補正額 280万円の減額でございますが、これは人事異動によるものでございます。

9ページを御覧ください。

款9. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費

補正額 765万2千円の増額であります。そのうち691万円につきましては人事異動
によるものでございます。残り74万2千円につきましては、緊急雇用創出事業補助金を
活用するものでございます。

項2. 小学校費、目1. 学校管理費

補正額 210万円の減額で、これは人事異動によるものでございます。

項3. 中学校費、目1. 学校管理費

補正額 420万円の減額で、これも同じく人事異動によるものでございます。

10ページをお開きください。

項5. 社会教育費、目1. 社会教育総務費

補正額 128万円の増額と。

同じく項6. 保健体育費、目1. 保健体育総務費

補正額 80万円の減額につきましては、これらにつきましては人事異動によるものでご
ざいます。

6 ページに戻ってください。

それらの財源につまましてですが、

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金、目 3. 衛生費補助金といたしまして、
補正額 214 万円につまましては、地域子育て創生事業補助金を。

また、目 8. 労働費補助金、補正額 2,263 万 2 千円につまましては、緊急雇用創出事業
費補助金。

その他のものにつまましては、

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金、307 万 7 千円を補正するものでご
ざいます。

以上申しました人事異動に関しましては、歳入歳出についての増減はございません。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 4 号：「平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について」

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安
堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 9 月 8 日提出

安堵町長 西本安博

1 ページをお開けください。

議案第 4 号：「平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）」

平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,784 万 9 千円を追加し、歳入歳出予
算の総額を、歳入歳出それぞれ 27 億 5,322 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出
予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 9 月 8 日提出

生駒郡安堵町長 西本安博

2 ページを御覧ください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金

補正前の額 5,163 万 5 千円、補正額 2,477 万 2 千円、計 7,640 万 7 千円。

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 1,936 万 5 千円、補正額 307 万 7 千円、計 2,244 万 2 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 2,548 万円、補正額 2,784 万 9 千円、計 27 億 5,332 万 9 千円。

歳出

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費
補正前の額 2 億 6,443 万 1 千円、補正額 2,360 万円、計 2 億 8,803 万 1 千円。

項 2. 徴税費
補正前の額 5,920 万円、補正額 140 万 4 千円、計 6,060 万 4 千円。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費
補正前の額 5,237 万 8 千円、補正額 214 万円、計 5,451 万 8 千円。

項 2. 清掃費
補正前の額 2 億 7,312 万 1 千円、補正額 167 万 3 千円、計 2 億 7,479 万 4 千円。

款 7. 土木費、項 1. 土木管理費
補正前の額 3,630 万 4 千円、補正額 マイナス 280 万円、計 3,350 万 4 千円。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費
補正前の額 5,005 万 1 千円、補正額 765 万 2 千円、計 5,770 万 3 千円。

項 2. 小学校費
補正前の額 3,324 万 7 千円、補正額 マイナス 210 万円、計 3,114 万 7 千円。

項 3. 中学校費
補正前の額 3,147 万 8 千円、補正額 マイナス 420 万円、計 2,727 万 8 千円。

項 5. 社会教育費
補正前の額 5,282 万 3 千円、補正額 128 万円、計 5,410 万 3 千円。

項 6. 保健体育費
補正前の額 3,505 万 1 千円、補正額 マイナス 80 万円、計 3,425 万 1 千円。

歳出合計
補正前の額 27 億 2,548 万円、補正額 2,784 万 9 千円、計 27 億 5,332 万 9 千円。

4 ページ以降の事項別明細書については重複いたしますので、割愛させていただきます。
御審議の程よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第4号に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） お諮りします。

日程第12 認定第1号：「平成21年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」

日程第13 認定第2号：「平成21年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第14 認定第3号：「平成21年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第15 認定第4号：「平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第16 認定第5号：「平成21年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第17 認定第6号：「平成21年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」

日程第18 認定第7号：「平成21年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について」

日程第19 認定第8号：「平成21年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第20 認定第9号：「平成21年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

議長（森田 瞳） 以上、9議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって一括議題といたします。

議長（森田 瞳） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それではまず、認定第1号から第8号につきまして、平成21年度各会計及び水道会計の決算について御説明いたします。

平成21年度予算方針にそって執行し、本年5月末日の出納閉鎖を迎え、その後決算作業を行い、7月20日から22日の3日間に行われました監査委員お2人による決算審査を経まして、本9月議会に、平成21年度の安堵町歳入歳出決算の認定をお願いすべく上程するものでございます。

それでは、認定の議案書を朗読いたします。

認定第1号から第8号：「平成21年度安堵町歳入歳出決算の認定について」

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、平成21年度安堵町歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し認定を求める。

- 1 平成21年度安堵町歳入歳出決算の認定について
 - 認定第1号、一般会計歳入歳出決算
 - 認定第2号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 認定第3号、老人保健特別会計歳入歳出決算
 - 認定第4号、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第5号、下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 認定第6号、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算
 - 認定第7号、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算
 - 認定第8号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 2 平成21年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、町税徴収実績表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、経費の款別性質別分類表、経費の款別財源内訳表、財産に関する調書、地方債現在高調書
- 3 町長審査意見書及び監査委員審査意見書
- 4 主要な施策の成果

平成22年9月8日提出

安堵町長 西本安博

決算書 1 ページを御覧ください。

意見書を朗読します。

地方自治法第 233 条第 1 項の規定により、平成 21 年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類を会計管理者職務代理人より提出されたので審査した結果、地方自治法、その他関係法規に背戻したる点を認めず、なお、本決算各款、項、目、節の金額は歳入歳出簿及び証書類に符合しており、確実なるものと信じます。よって同条第 2 項の規定により、監査委員の審査に付したるところ、別紙審査意見がありました。

よって認定せられんことを望みます。

平成 22 年 9 月 8 日提出

安堵町長 西本安博

10 ページを御覧ください。

平成 21 年度安堵町会計別決算総括表、決算額のみを申し上げます。

一般会計、歳入 30 億 9,720 万 1,526 円、歳出 29 億 376 万 9,339 円、歳入歳出差引残高 1 億 9,343 万 2,187 円、このうち 6,092 万 8 千円につきましては、繰越明許費の繰越額でございます。実質収支額は 1 億 3,250 万 4,187 円となっております。

国民健康保険特別会計、歳入 7 億 7,682 万 8,339 円、歳出 8 億 2,841 万 3,465 円、歳入歳出差引残高 マイナス 5,158 万 5,126 円。これにつきましては、翌年度繰上充用金をもって補てんいたしております。

老人保健特別会計、歳入 135 万 673 円、歳出 271 万 2,762 円、歳入歳出差引残高 マイナス 136 万 2,089 円。これにつきましても翌年度繰上充用金をもって補てんいたしております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計、歳入 290 万 4,726 円、歳出 1,945 万 2,046 円、歳入歳出差引残高 マイナス 1,654 万 7,320 円。これにつきましても翌年度繰上充用金をもって補てんということでございます。

下水道事業特別会計、歳入 4 億 2,827 万 2,437 円、歳出 4 億 2,827 万 2,437 円、歳入歳出差引残高 0 円。でございます。

介護保険特別会計(保険事業勘定)、歳入 4 億 8,044 万 522 円、歳出 4 億 8,487 万 4,475 円、歳入歳出差引残高 マイナス 443 万 3,953 円。翌年度繰上充用金をもって補てんいたしております。

介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)、歳入 386 万 8,949 円、歳出 386 万 8,949 円、歳入歳出差引残高 0 円でございます。

後期高齢者医療特別会計、歳入 6,614 万 7,260 円、歳出 6,598 万 8,860 円、歳入歳出差引残高、実質収支ですが 15 万 8,400 円の黒字となっております。

総合計、歳入 48 億 5,701 万 4,432 円、歳出 47 億 3,735 万 2,333 円、歳入歳出差引残高 1 億 1,966 万 2,099 円。このうち 6,092 万 8 千円は繰越明許費繰越額でございます。実質収支額は 5,873 万 4,099 円でございます。

続きまして、水道事業会計決算書をお願いいたします。

認定第9号を朗読いたします。

認定第9号：「平成21年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、平成21年度安堵町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて提出し、議会の承認を求める。

平成22年9月8日提出

安堵町長 西本安博

決算書9ページ中程の経理状況を朗読いたします。

経理状況収益的収支につきましては、収入面で営業収益 1億5,894万3,118円と前年度に比べ1.0パーセントの減となり、給水収益、水道料金収入につきましては1億5,143万3,947円となり、その他営業収益に合わせた事業収益は1億6,008万925円であります。

また、事業費用では、人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で1億5,440万40円となり、前年度に比べ368万4,990円の増となりました。

以上、収支差引いたしますと、568万885円の黒字を計上することができ、前年度繰越利益剰余金 3,356万8,282円を加えますと、3,924万9,167円の利益剰余金を計上いたしました。資本的収支につきましては、収入面で、工事負担金、施設整備基金利息等 2,953万7,485円であり、一方支出面では、建設改良費償還金等で、合計1億1,142万3,860円となりました。

以上が現況であります。需要水量が減少傾向で水道料金収入の増加は見込めませんが今後も経営の合理化に努め、財政の健全化に一層努力する所存であります。

以上、平成21年度の一般会計各特別会計及び水道事業会計の決算状況でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより認定第1号から認定第9号までの9議案について、総括質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 続きまして、安井監査委員に決算審査報告を求めます。

監査委員（安井 修） はい、議長。

（安井監査委員 登壇）

監査委員（安井 修） 監査委員 2 名を代表いたしまして、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、審査に付された、平成 21 年度安堵町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果をご報告いたします。

審査の対象となりましたのは、平成 21 年度 安堵町一般会計歳入歳出決算書、平成 21 年度安堵町特別会計（国民健康保険、老人保健、住宅新築資金等貸付事業、下水道事業、介護保険〔保険事業勘定〕、介護保険〔介護サービス事業勘定〕、後期高齢者医療）各歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸帳簿、証拠書類等であります。

平成 22 年 7 月 20 日から 22 日の 3 日間にわたり、町長から提出されました各書類が、地方自治法、安堵町条例及び関係諸法令に準拠し、適正に作成されているかどうかの主眼をおき、関係者の説明聴取により、審査を実施いたしました。

審査に付された各会計、歳入歳出決算書についてそれぞれ、作成の基本となる予算書、歳入簿、歳出簿、基金台帳、出資金及び出捐金台帳、預金証書などの諸帳簿や証拠書類と照合精査したところ、関係法令に準拠して適正に調製され、記帳や計算にも誤りはなく、正確に処理されていることを確認いたしました。

総括意見といたしましては、我が国の経済は、世界同時不況の影響を受け危機的な状況にあって、景気の回復及び雇用面の改善にはなお暫く時間を要する状況にあります。また、新政権が標榜している地域主権も地方自治体への税源移譲や、地方交付税などに関する基本的な方向が定かでないうえ、当分の間は税収の落ち込みが避けられないなど、町財政は引き続き厳しい状況が続いています。

こうした町財政運営上の厳しい制約の現状を的確に認識し、各事業の実施にあたっては、各事業を原点に立ち返り、その存廃を含め大胆かつ慎重に点検をし、存続する事業については従来に増して創意工夫を凝らし、効率的・効果的な執行に努められることが肝要であり、そうした取り組みの上に、将来の財政健全化に向けた、大筋の方向を構築することが大切であります。

いずれにせよ、それを推進する原動力は、町長を頂点とするそれぞれの職制の強力なリーダーシップであります。

次に個別意見であります。

一般会計ですが、平成 21 年度の決算額は、歳入総額は 30 億 9,720 万 1,526 円、歳出総額は 29 億 376 万 9,339 円であり、前年度に比べ歳入は 2 億 9,136 万 1,541 円で 10.4 パーセントの増加、歳出は 2 億 6,600 万 8,991 円で 10.1 パーセントの増加となっています。

歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた形式収支は、1 億 9,343 万 2,187 円となり、翌年度への繰越明許費繰越額 6,092 万 8 千円を差し引いた、実質収支額では 1 億 3,250 万 4,187 円の黒字となっております。

歳入の内容を分析してみますと、町税については、調定額 8 億 4,439 万 2,010 円に対し、

収入済額は7億7,364万5,662円となり、前年度に比べて5,239万4,200円と、6.3パーセント減少し、調定額に対する収納率は、91.6パーセントと前年度に比べて1.2ポイント下がっています。

今般は、そのうちの113万4,519円について、不納欠損処分されたところではありますが、これらの処分については、長年にわたる様々な要因が複合的に関わっていることであり、いづれもやむを得ないものと認められました。

今後とも、納税義務者、とりわけ滞納者の意識改革を促す啓発活動を積極的に展開するとともに、滞納整理に強力に取り組まれるようお願いいたします。

また、国庫支出金については、前年度に比べて2億1,346万5,601円と293.8パーセントの大幅な増加となっておりますが、これは、当面の景気対策として措置されました、定額給付金支給事業や、地域活性化臨時交付金事業など、経済対策に係る交付金が措置されたことによるものであります。

次に、歳出総額についてですが、前年度に比べて2億6,600万8,991円と10.1パーセントの増加となっております。

その要因といたしましては、定額給付金支給事業や地域活性化臨時交付金事業を活用した安堵小・中学校の施設整備やICT（情報通信技術）整備、歴史民俗資料館の耐震工事、町道維持補修工事など、地域の活性化と、安心・安全を確保するための諸事業を修正実施したことにより、大幅な増加となったことによるものであります。

今後、景気は緩やかに回復していくことが見込まれますが、税収や地方交付税などの財源確保にはなお、不確定かつ不透明な要素が多い現状から、事業の実施にあたっては、緊急性、必要度、事業効果などを判断基準に、的確な予算編成に努められ、事業目的を確実にかつ効果的に達成されることを期待いたします。

次に国民健康保険特別会計ですが、平成21年度の決算額は、歳入総額7億7,682万8,339円、歳出総額8億2,841万3,465円で、実質収支額は5,158万5,126円の赤字となっております。これを、平成22年度予算において、繰上充用金をもって補てんされているところであります。

なお、この赤字は、国民健康保険財政調整基金1,021万1,128円を取り崩し、補てんした結果であります。

ちなみに、これを前年度ベースで見た場合、平成21年度の実質的な赤字は、6,179万6,254円であり、前年度の赤字1,481万6,901円に比べ4,697万9,353円と、317.1パーセントの増加となったものであります。

さらに、国民健康保険税の収納率は、61.7パーセントと前年度に比べ、0.9ポイント向上いたしました。依然として滞納額は多く、収納率は低い水準にあることを直視する必要があります。また、医療費の増加に伴い、保険給付費は前年度に比べて、8,174万5,750円の増加となっております。これは、昨今の雇用環境の悪化などにより、保険料収入が伸び悩む中、その一方、新型インフルエンザの医療費のほか、団塊の世代の高齢化に伴う、一般的な医療費の増加が影響しているものと推測されます。

このような本特別会計の現状をみると、地域住民の相互扶助を根幹とする、医療保険制度の健全な維持運営のために、健康保険税の滞納の解消はもとより、長期的視点に立って、地域ぐるみで高齢者の健康維持増進を推進し、医療費の抑制に取り組まれることを期待いたします。

老人保健特別会計ですが、平成 21 年度の決算額は、歳入総額 135 万 673 円、歳出総額 271 万 2,762 円で、実質収支額は 136 万 2,089 円の赤字となっています。これを平成 22 年度予算において、繰上充用金をもって補てんされているところであります。

本特別会計は、75 歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い廃止されることになっていますが、今般、1 年延長されることになり、平成 23 年度まで、遅延・過誤などによる医療費の請求や、拠出金などの精算事務処理のために存続するものであります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計ですが、平成 21 年度の決算額は、歳入総額 290 万 4,726 円、歳出総額 1,945 万 2,046 円で、実質収支額は 1,654 万 7,320 円の赤字となっております。これを平成 22 年度予算において、繰上充用金をもって補てんされているところであります。

この不足額の要因は、これまでと同様に、住宅改修資金、住宅新築資金、宅地取得資金の貸付金が長年にわたり滞った結果であり、なお現在も滞納が増え続けている状況にあります。これらの資金の回収には、これまでにない強力な取り組みを行い、負担の公平性を維持するためにも、特に滞納者との意思疎通を心掛け、滞納の縮減に努められることを要望いたします。

下水道事業特別会計ですが、平成 21 年度の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに 4 億 2,827 万 2,437 円であり、実質収支額は 0 円となっています。

歳入歳出の決算額は、前年度に比べて 226 万 119 円で 0.5 パーセントの増加となっております。

下水道の整備は、住民の生活環境はもとより、公共用水域の水質保全にとっても、広く待ち望まれているところであります。

平成 21 年度末における整備状況は、処理区域内人口 6,140 人をベースとして、普及率が 77.3 パーセント、水洗化率が 59.0 パーセントと着実に進展しておりますが、今後とも、早期の完成を目指し、なお一層、積極的な事業展開をしていただくことを期待いたします。

なお、将来に向けた、財政負担の軽減を図るため、整備が完了している区域については、速やかに公共下水道に接続されるよう、住民の理解と協力を一層求めていくことを望みます。

介護保険特別会計（保険事業勘定）ですが、平成 21 年度の決算額は、歳入総額 4 億 8,044 万 522 円、歳出総額 4 億 8,487 万 4,475 円となり、実質収支額は、443 万 3,953 円の赤字となっています。これを平成 22 年度予算において、繰上充用金をもって補てんされているところであります。歳入総額は、前年度に比べて 1,914 万 5,630 円で 4.2 パーセントの増加となりました。

一方、歳出総額も、前年度に比べて3,471万4,428円で7.7パーセントの増加となり、その大部分を占めているのは、保険給付費で、前年度に比べて3,390万8,398円と8.1パーセントの増加となっています。これは、介護サービスの利用の増加によるものであります。

今後も、高齢化の進展によって、さらに保険利用者及び、保険給付費が増加していくことが予測されることから、保険料の適切かつ徹底した徴収の実行と、適切な制度運営に努められることを要望いたします。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）ですが、平成21年度の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに386万8,949円であり、実質収支額は0円となっています。

今後、介護予防サービスの利用者の増加が見込まれるところであり、利用者その人その人にあった適切なケアプランの作成とともに、適切な制度運営に努めていただきたいと思います。

後期高齢者医療特別会計ですが、平成21年度の決算額は、歳入総額6,614万7,260円、歳出総額6,598万8,860円であり、実質収支額は15万8,400円の黒字となっております。

なお、本特別会計は、75歳以上の高齢者を対象として、平成20年4月に創設され、都道府県単位の広域連合組織により制度運営を行っているところではありますが、この制度は、75歳以上という年齢で区分し、「後期高齢者」という名称にしたことに批判が生じたこと、国保や健保を脱退させられ保険料の負担が増加したこと、老人保健医療制度と比べて、診療・健診などの受診内容の低下が生じたことなど、多くの批判が生じたことにより、その制度の見直し、検討が行われ、平成25年3月をもって廃止することになっております。なお、新制度の具体的な内容については、現在検討されているところと承知しております。

財産の状況についてであります。公有財産では、平成21年度決算における、土地及び建物の保有面積は、土地14万1,555㎡、建物5万1,861㎡であります。

土地では、分譲宅地用地として456㎡を取得されておりましたが、建物については、増減はございませんでした。

行政財産のままとなっております。旧役場庁舎跡地及び旧隣保館につきましては、数年来、財産処分を含めた有効活用策の検討を求めているところではありますが、まだそのままとなっております。その経過等について承知いたしたいと思います。

次に物品についてであります。公用車の保有台数は52台で、前年度に比べて1台の増加となりました。これは、非常用対策公用車導入事業として、軽四の資材運搬用消防自動車1台を廃車し、それに代わる軽四トラック1台と1.5tトラック1台を、新たに購入したことによるものであります。

今後とも、車検及び修繕などの維持管理経費の節減に努めるとともに、その他の動産についても、法令の定めにより、適正に管理されるようお願いいたします。

債権ですが、平成21年度決算における、住宅新築資金等貸付金の現在高は、前年度に比べて192万738円の減少となりました。

現下の厳しい財政状況において、貸付金の回収には意思疎通を図りながら、実効ある強

力な取り組みを要望いたします。

基金についてであります。平成 21 年度決算における各基金のうち、現金・預金の現在高は 14 億 841 万 5,090 円で、前年度に比べて 203 万 8,833 円と、0.1 パーセントの減少となっています。このうち増加したものは、各基金に生じた金利 354 万 5,846 円の積み立てであり、一方減少したものは、介護従事者処遇改善臨時特例基金 142 万 9,177 円、国民健康保険財政調整基金 1,021 万 1,128 円の取り崩しであります。

なお、各基金は、その目的や関連事業の趣旨に即して、適切に運用されておりました。

続きまして、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づく、平成 21 年度安堵町水道事業会計決算審査についての報告をいたします。

審査の対象となりましたのは、平成 21 年度安堵町水道事業会計決算報告書、損益計算書、余剰金計算書、貸借対照表、事業報告書、収益費用明細書、資本的収支及び支出明細書、企業債明細書、その他の関係書類等であります。

審査は、平成 22 年 7 月 20 日に実施いたしました。

審査にあたりましては、地方公営企業法、地方自治法及び安堵町条例並びに関係諸法令に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びにその運営が適正に行われているかどうかについて実施いたしました。結果につきましては、審査に付された平成 21 年度安堵町水道事業会計決算書は、いずれも、関係諸法令に準拠して作成されており、また、決算書に明示されている金額は、諸帳簿と符合いたしておりました。よって、平成 21 年度安堵町水道事業会計決算書は、適正に作成されているものと認めるものであります。

総括意見として、収益的収支につきましては、給水収益、その他営業収益、営業外収益などを併せた収益事業から、人件費、受水費、動力費、企業債利息などを併せた事業費用を差し引くと黒字になっているものの、給水収益については、年々減少傾向にあり、厳しいものがあります。

今後は、企業としての経営性を発揮し、水道事業の効率的運営と給水サービスの向上に努められるよう期待いたします。

以上、決算審査報告とさせていただきます。

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

議長（森田 瞳） お諮りします。

認定第 1 号から第 8 号までの各会計決算及び認定第 9 号：水道事業会計決算の併せて 9 議案を、議長と議会選出監査委員を除く 10 名の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって認定第1号から第9号までの9議案は、10名の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長(森田 瞳) お諮りします。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員を、私が指名させていただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。御指名します。

決算審査特別委員会

2番 山岡 敏 議員、 3番 岡田裕明 議員、
5番 吉田忠世 議員、 6番 松田和代 議員、
7番 松本正弘 議員、 8番 溝脇久利 議員、
9番 田中幹男 議員、 10番 福井保夫 議員、
11番 吉田宏至 議員、 12番 溝本 隆 議員。
以上、10名でございます。よろしくお願ひいたします。

議長(森田 瞳) 暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

午後 12 時 29 分

午後 12 時 33 分

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、再開します。

先程の決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果について申し上げます。

決算審査特別委員会

委員長に、田中幹男 議員、
同じく副委員長に、松田和代 議員です。以上、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） お諮りします。

日程第 2 1 報告第 6 号：「健全化判断比率報告書について」

日程第 2 2 報告第 7 号：「資金不足比率報告書について」

以上、2 議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって一括議題といたします。

議長（森田 瞳） 提出者の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 報告第 6 号：「平成 21 年度財政健全化判断比率報告書について」及び報告第 7 号：「平成 21 年度資金不足比率報告書について」を一括して御説明いたします。

両案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月法律第 94 号）によりまして公表するものでございます。

この健全化判断比率には、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す実質赤字比率。それから、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を示す連結実質赤字比率。一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率及び一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率の 4 つがございまして。

まず実質赤字比率であります。一般会計等では黒字となっているため、該当いたしません。

次に、連結実質赤字比率であります。国民健康保険特別会計等で赤字となっております。

すが、一般会計等が黒字であり、赤字分を大きく上回っているため、これにつきましても該当いたしません。

次に、実質公債費比率は 12.5 パーセントで、早期健全化規準の 25.0 パーセントを下回っております。

最後に、将来負担率であります、9.7 パーセントで、早期健全化基準をこれも下回っております。

同法第 3 条、健全化比率の公表等で、比率の算定後は監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表することとなっております。

続きまして、報告第 7 号：「平成 21 年度資金不足比率報告書」につきましては、法を適用公営企業である水道事業会計及び法非適用公営企業の下水道事業特別会計の 2 つの会計の資金不足比率を算定するものであります。

平成 21 年度の水道事業会計につきましては、黒字であるため該当いたしません。また、下水道事業特別会計においても収支額が 0 の決算であるため、これについても該当いたしません。

これにつきましても、同法第 22 条資金不足比率の公表等で資金不足の比率の算定後監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表することとなっているため、監査委員の意見を付け、議会に報告するものでございます。

本年 8 月 4 日に監査委員の審査に付し、同月 13 日に意見書をいただきました。

それでは、報告書を朗読いたします。

報告第 6 号：健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 21 年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

実質赤字比率、該当いたしません。

連結実質赤字比率、これについても該当いたしません。

実質公債費比率、12.5 (25.0)。

将来負担比率、9.7 (350.0) でございます。

括弧内につきましては、当該地方公共団体の早期健全化規準を記載いたしております。

平成 22 年 9 月 8 日報告

安堵町長 西本安博

続きまして、報告第 7 号：資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 21 年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称

水道事業会計

資金不足比率につきましては、該当いたしません。

下水道事業特別会計

これにつきましても該当いたしません。

経営健全化規準につきましては、両会計とも 20.0 となっております。

備考欄につきましては、一応、黒字のポイントとして、黒字の 159.600。

下水道事業特別会計については、黒字の 40.184 となっております。

平成 22 年 9 月 8 日報告

安堵町長 西本安博

以上報告いたします。よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） 2 議案について一括質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑はございますか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） なお、本 2 議案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、議会への報告のみでございますので、御了承願います。

議長（森田 瞳） 日程第 23 報告第 8 号：「平成 21 年度安堵町土地開発公社の決算報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川建設課長。

建設課長（古川秀彦） それでは、報告第 8 号：「平成 21 年度安堵町土地開発公社の決算報告について」説明させていただきます。

決算書の 3 ページを御覧ください。

平成 21 年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。

当公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、これまで安堵町の秩序ある開発と整備を促進するため、公有地の確保に鋭意努力を重ねてまいりました。安堵町の依頼により、小集落地区改良事業等に供する用地の先行取得などを行うとともに、保有地を管理し、また、売却事業といたしまして、安堵町へ保有地の売り渡しを行ってきたところでございます。

平成 21 年度の概要及び収支決算につきましては、まず公社の庶務関係といたしまして、平成 21 年 5 月 16 日に平成 20 年度収支決算の監査が行われ、同年 6 月 1 日の定例理事会におきまして、平成 20 年度の決算報告がなされております。

さらに、平成 22 年 2 月 9 日の定例理事会におきまして、平成 22 年度の事業計画及び予算案について承認をいただいております。

続きまして 4 ページを御覧ください。

用地の買収と売却につきましてでございますが、平成 21 年度におきましては、公有地の先行取得及び売り渡しはございませんでした。

次に 5 ページを御覧ください。

平成 21 年度安堵町土地開発公社決算報告書でございます。

最初に、収益的収入及び支出について説明いたします。

まず収入でございますが、

第 2 款. 事業外収益、第 1 項. 受取利息として、当初予算額 1 万 7 千円に対し、決算額 1 万 7545 円でございます。これは、公社設立基金 500 万の受取利息でございます。

次に支出でございますが、当初より支出予定はありませんでした。

次に 6 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について説明申し上げます。

まず収入の部からですが、

区分 第 1 款. 資本的収入、第 2 項. 事業外費用

当初予算額 79 万 4,000 円に対し、決算額 73 万 6023 円でございます。これは銀行への支払利息に対する一般会計よりの利子補給金でございます。

次に支出でございます。

区分 第 1 款. 資本的支出、第 2 項. 事業外費用、

当初予算額 79 万 4,000 円に対し、決算額 73 万 6023 円となっております。これは銀行への支払利息でございます。

したがって、平成 21 年度の資本的収入及び支出につきましては、収入額 73 万 6023 円に対し、支出額 73 万 6023 円でございます。

なお、次のページからは収支決算の項目別明細となっておりますが、これまでの説明と

重複する部分多くございますので省略させていただきます。

それでは報告第8号を朗読させていただきます。

報告第8号：「平成21年度安堵町土地開発公社決算の報告について」

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成21年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり提出する。

平成22年9月8日提出

安堵町長 西本安博

以上報告でございます。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありますか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） なお、報告第8号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会への報告のみでございますので、御了承願います。

議長（森田 瞳） お手元に配付しております会期日程を御覧ください。

議長（森田 瞳）

決算審査特別委員会は、10日（金）、14日（火）です。

議会運営委員会は、16日（木）、いずれも午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてですが、10日（金）の午後5時で締め切らせていただきます。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は、17日（金）午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。

散 会

午後 12 時 46 分
